○任期付職員の採用等に関する条例

平成十四年十月十八日条例第五十号

改正

平成一四年一二月二〇日条例第七一号

平成一五年一一月二八日条例第六六号

平成一六年　三月二三日条例第一三号

平成一六年　三月二三日条例第四〇号

平成一七年　二月二二日条例第一四号

平成一七年　二月二二日条例第三三号

平成一七年一二月二〇日条例第一〇四号

平成一八年　三月二八日条例第一号

平成一九年　三月一六日条例第九号

平成一九年一二月二一日条例第七五号

平成二〇年　三月二八日条例第五号

平成二一年　三月　六日条例第八号

平成二一年　五月二九日条例第三〇号

平成二一年一一月三〇日条例第八八号

平成二二年一一月三〇日条例第四七号

平成二三年一一月三〇日条例第四二号

平成二四年　三月二三日条例第三号

平成二六年一二月二四日条例第五三号

平成二七年　三月一九日条例第一号

平成二七年　三月一九日条例第三号

平成二七年　三月一九日条例第四号

平成二七年　三月一九日条例第五号

平成二七年一二月二五日条例第七四号

平成二八年　三月二四日条例第一号

平成二八年　三月二五日条例第二九号

平成二八年一二月二六日条例第五九号

平成二九年一二月二六日条例第三六号

平成三〇年一二月二六日条例第五七号

令和　元年一二月二五日条例第一六号

令和　二年一一月三〇日条例第四五号

令和　三年一一月三〇日条例第四五号

令和　四年一〇月二一日条例第二七号

令和　四年一二月二三日条例第三四号

令和　五年一二月二五日条例第三七号

令和　六年一二月二四日千葉県条例第四〇号

令和　七年　三月　七日千葉県条例第二号

令和　七年一二月二三日千葉県条例第三九号

任期付職員の採用等に関する条例

（趣旨）

第一条　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条第四項の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第二条　任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

２　任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一　当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

二　当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識

経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三　当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

四　当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第三条　任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一　一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二　一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2　任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第四条　任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2　任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3　任命権者は、前各項の規定によるほか、職員が次の各号に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一　地方公務員法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による承認

二　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年千葉県条例第一号）第十九条の規定による看護休暇の承認

三　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定による承認

（任期の特例）

第五条　法第六条第二項に規定する条例で定める場合は、第三条第一項第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であって、第三条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

（任期の更新）

第六条　任命権者は、第二条から第四条までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（特定任期付職員の給与の特例）

第七条　第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（千葉県企業局（以下「企業局」という。）及び千葉県病院局（以下「病院局」という。）に採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

2　任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて、次の各号に定めるところにより決定する。

一　高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合　一号給

二　高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合　二号給

三　高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　三号給

四　特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　四号給

五　特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　五号給

六　極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　六号給

七　極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合　七号給

3　任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の給料表に掲げる号給により難いときは、前各項の規定にかかわらず、千葉県人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる七号給の給料月額にその額と同表に掲げる六号給の給料月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。ただし、千葉県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める額を超えることはできない。

4　第二項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（職員の給与に関する条例の適用除外等）

第八条　職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号。以下「給与条例」という。）第四条、第五条、第八条から第九条まで、第十条の五、第十三条の四、第十三条の五及び第二十条の五の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2　特定任期付職員に対する給与条例第十九条の二第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十条の四第二項第一号並びに第二十一条の二第一項の規定の適用については、給与条例第十九条の二第一項及び第二項並びに第二十一条の二第一項中「第八条の二第一項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十条第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の九十六・二五」と、給与条例第二十条の四第二項第一号中「百分の百六・二五」とあるのは「百分の八十八・七五」とする。

（特定任期付企業局職員の給与の特例）

第九条　企業局の長は、第二条第一項の規定により任期を定めて企業局に採用された職員（以下「特定任期付企業局職員」という。）には、給料表を設けて、給料を支給する。

（千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用除外等）

第十条　千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年千葉県条例第百二十六号。次項において「企業局給与条例」という。）第三条から第四条まで、第四条の三及び第七条から第九条までの規定は、特定任期付企業局職員には、適用しない。

２　特定任期付企業局職員に対する企業局給与条例第九条の二及び第十七条の規定の適用については、企業局給与条例第九条の二中「第三条の二に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、企業局給与条例第十七条中「職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）」とあるのは「職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）及び任期付職員の採用等に関する条例第七条」とする。

（特定任期付病院局職員の給与の特例）

第十一条　病院局の長は、第二条第一項の規定により任期を定めて病院局に採用された職員（以下「特定任期付病院局職員」という。）には、給料表を設けて、給料を支給する。

（千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等）

第十二条　千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年千葉県条例第三号。次項において「病院局給与条例」という。）第三条から第七条まで及び第九条の規定は、特定任期付病院局職員には、適用しない。

２　特定任期付病院局職員に対する病院局給与条例第十六条、第二十一条及び第二十六条第一項の規定の適用については、病院局給与条例第十六条及び第二十六条第一項中「第五条に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、病院局給与条例第二十一条中「職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）」とあるのは「職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）及び任期付職員の採用等に関する条例第七条」とする。

（委任）

第十三条　この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則又は各企業の管理規程で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　当分の間、任命権者が警察官である職員を任期を定めて採用する場合にあっては、第三条及び第四条の規定は、適用しない。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

3　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第三十二項中「採用された職員」の下に「及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

（千葉県水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

4　千葉県水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

附則第四項中「職員」の下に「（任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下同じ。）」を加える。

（千葉県企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

5　千葉県企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第四項中「職員」の下に「（任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下同じ。）」を加える。

（平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

6　平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五、」とする。

附　則（平成十四年十二月二十日条例第七十一号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条、第三条（第六条の改正規定に限る。）及び第四条（第五条の改正規定に限る。）並びに附則第十項及び第十一項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（第一号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事委員会の定めるとこ

ろによる。

一・二　略

三　任期付職員の採用等に関する条例（附則第五項及び第七項において「任期付職員条例」という。）第四条第三項の規定による給料月額

（改正後の給与条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）

3　施行日の前日において、第一条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）附則第二十七項又は第二十八項の規定の適用を受ける職員のうち第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、施行日以後これらの規定は、適用しない。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

4　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

5　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第四条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成十一年条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の給料月額の額の特例）

6　施行日の前日において、職員の給与に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成十一年千葉県条例第四十六号。以下この項において「平成十一年条例」という。）附則第十六項の規定の適用を受ける職員の、同項の規定の適用を受ける期間の給料月額の額は、改正後の給与条例別表第一及び別表第四から別表第七まで（以下この項において「改正後の別表第一等」という。）の規定並びに附則第二項の規定並びに平成十一年条例附則第十六項の規定にかかわらず、改正後の別表第一等及び附則第二項の規定により定められるその者の給料月額の額に、平成十一年条例の施行の日における平成十一年条例附則第十六項に規定する差額を加算した額とする。

（平成十五年三月に支給する期末手当の額の特例）

7　平成十五年三月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例第二十条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一　平成十五年三月一日（期末手当について改正後の給与条例第二十条第一項後段又は第二十二条第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

二　継続在職期間について改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第四条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給料月額（継続在職期間において附則第二項各号に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会の定める給料月額）並びに改正後の給与条例の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置）

8　平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の給与条例第二十条第二項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

（人事委員会への委任）

9　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（平成十五年十一月二十八日条例第六十六号）

改正

平成一八年　三月二八日条例第一号

（施行期日）

1　この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第五条及び第七条並びに附則第八項の規定は平成十六年四月一日から、第三条及び附則第九項から第十一項までの規定は平成十七年四月一日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（第一号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事委員会の定めるところによる。

一・二　略

三　任期付職員の採用等に関する条例（附則第五項及び第六項において「任期付職員条例」という。）第四条第三項の規定による給料月額

（改正後の給与条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）

3　施行日の前日において、第一条の規定による改正前の給与条例（附則第五項において「改正前の給与条例」という。）附則第二十七項又は第二十八項の規定の適用を受ける職員のうち同条の規定による改正後の給与条例（附則第六項において「改正後の給与条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、施行日以後これらの規定は、適用しない。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

4　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

5　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例、第四条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第六条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成十五年十二月に支給する期末手当の額の特例）

6　平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例第二十条第二項（同条第三項、第四条の規定による改正後の任期付研究員条例第六条第二項又は第六条の規定による改正後の任期付職員条例第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一　平成十五年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において知事等の給料及び職員の給与の特例に関する条例（平成十四年千葉県条例第六十八号）の規定の適用がなかったとした場合に職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与条例第十二条第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）、特地勤務手当（給与条例第十三条の二第四項及び第五項の規定による手当を含む。）及びへき地手当（給与条例第十三条の三第五項及び第六項の規定による手当を含む。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年千葉県条例第六十六号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額並びに一月当たりの通勤手当に相当する額として人事委員会規則で定める額の合計額に百分の一・〇七を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・〇七を乗じて得た額

7　前項の規定にかかわらず、平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものの同月に支給する期末手当の額は、人事委員会規則で定める額とする。

（調整手当に関する経過措置）

8　第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与条例第十条の四の規定の適用を受

けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第二条の規定による改正後の給与条例第十条の四の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「いい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から二年を経過する」とあるのは「から三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、「当該異動等の日から一年を経過する」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同条第一号中「同日以後一年を経過する日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同条第二号中「二年を経過する日」とあるのは「三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」とする。

9から11まで　削除

（人事委員会への委任）

12　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（平成十六年三月二十三日条例第十三号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成十六年三月二十三日条例第四十号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成十七年二月二十二日条例第十四号）

（施行期日）

1　この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2　職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

3　職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4　特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

5　職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十五年千葉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

6　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成十七年二月二十二日条例第三十三号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則（平成十七年十二月二十日条例第百四号）

（施行期日等）

1　この条例は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定（第二十条の四第二項の改正規定に限る。）、第三条の規定（第六条第二項の改正規定に限る。）及び第四条の規定（第八条第二項の改正規定に限る。）並びに次項、附則第十一項及び第十二項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（第二十条の四第二項の改正規定に限る。附則第十一項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例、第三条の規定（第六条第二項の改正規定に限る。附則第十一項において同じ。）による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例及び第四条の規定（第八条第二項の改正規定に限る。附則第十一項において同じ。）による改正後の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成十七年十二月一日から適用する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）

3　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（第一号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事委員会の定めるところによる。

一　職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則別表及び別表第一から別表第七までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

二　任期付研究員の採用等に関する条例（附則第十項及び第十一項において「任期付研究員条例」という。）第五条第四項の規定による給料月額

三　任期付職員の採用等に関する条例（附則第十項及び第十一項において「任期付職員条例」という。）第七条第三項の規定による給料月額

（改正後の給与条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）

4　施行日の前日において、第一条の規定（第二十条の四第二項の改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正前の給与条例（附則第六項及び第十項において「改正前の給与条例」という。）附則第二十七項又は第二十八項の規定の適用を受ける職員のうち第一条の規定による改正後の給与条例（附則第六項及び第八項において「改正後の給与条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、施行日以後これらの規定は、適用しない。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

5　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（教育職給料表（三）の適用を受ける職員の職務の級の切替え）

6　施行日の前日において改正前の給与条例の教育職給料表（三）の適用を受けていた職員で施行日において改正後の給与条例の教育職給料表（三）の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表の新級の欄に定める職務の級とする。

（教育職給料表（三）の適用を受ける職員の号給の切替え等）

7　前項の規定により新級を定められる職員（附則第九項に規定する職員を除く。）の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）と同じ号数の号給とする。

8　前項の規定により新号給を定められる職員に対する施行日以後における最初の改正後の給与条例第五条第七項若しくは第十項ただし書又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年千葉県条例第六十六号。以下「平成十五年改正条例」という。）附則第九項若しく

は第十項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）を新号給を受ける期間に通算する。

9　附則第六項の規定により新級を定められる職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

10　附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例若しくは平成十五年改正条例附則第九項から第十一項まで、第三条の規定（第六条第二項の改正規定を除く。）による改正前の任期付研究員条例又は第四条の規定（第八条第二項の改正規定を除く。）による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

11　第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第四条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第四条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第四条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

12　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

（知事等の給料及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正）

13　知事等の給料及び職員の給与の特例に関する条例（平成十四年千葉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附則別表（附則第六項）

教育職給料表（三）の適用を受ける職員の職務の級の切替表

旧級	新級
2級	1級

3級	2級
4級	3級
5級	4級

附　則（平成十八年三月二十八日条例第一号抄）

改正

平成一九年　三月一六日条例第九号

平成二一年　三月　六日条例第八号

平成二一年一一月三〇日条例第八八号

平成二二年一一月三〇日条例第四七号

平成二三年一一月三〇日条例第四二号

平成二四年　三月二三日条例第三号

（施行期日）

1　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2　平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、旧級が行政職給料表の十一級である職員の新級は、人事委員会の定めるところにより、同欄に掲げられている二の職務の級のいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

3　切替日の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第七までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び附則第五項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第二に定める号給とする。

4　旧級が行政職給料表の十一級である職員（次項に規定する職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第三に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え）

5　切替日の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、人事委員会の定めるところによる。

一　給与条例別表第一から別表第七までの給料表及び第一条の規定による改正前の給与条例附則別表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

二　任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第五条第四項の規定による給料月額

三　任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条第三項の規定による給料月額

（切替日前の異動者の号給の調整）

6　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

7　附則第二項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の給与条例、第二条の規定による改正前の任期付研究員条例、第三条の規定による改正前の任期付職員条例又は附則第十九項の規定による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年千葉県条例第六十六号）附則第九項から第十一項まで及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（号給の切替えに伴う経過措置）

8　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（同日から平成二十四年三月三十一日まで引き続き教育職給料表（三）の適用を受けていた職員のうち同年四月一日以後引き続き教育職給料表（一）の適用を受ける職員及び切替日の前日から同年三月三十一日まで引き続き教育職給料表（一）の適用を受けていた職員のうち同年四月一日以後引き続き教育職給料表（二）の適用を受ける職員を含む。）で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年千葉県条例第八十八号）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（次項に規定する職員及び人事委員会規則で定める職員を除

く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第三十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額。以下この項において「差額相当額」という。）から平成二十四年三月三十一日における差額相当額に五分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）（その額が一万円を超えるときは、一万円とする。以下この項において「減額基準額」という。）に同年四月一日から起算して一年を経過するごとに減額基準額を加えた額（その額が差額相当額を超えるときは、差額相当額とする。）を減じた額を給料として支給する。

一　次に掲げる職員以外の職員　百分の九十九・一九

イ　適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第四の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものである職員

ロ　医療職給料表（一）又は任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員

ハ　任期付研究員条例第五条第一項又は任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもの

二　前号に掲げる職員以外の職員（同号ロに掲げる職員を除く。）　百分の九十九・四三

9　切替日の前日から引き続き教育職給料表（二）の適用を受ける職員（同日から平成二十四年三月三十一日まで引き続き教育職給料表（一）の適用を受けていた職員のうち同年四月一日以後引き続き教育職給料表（二）の適用を受ける職員を含む。）（切替日の前日において義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年千葉県条例第六十六号）第三条第一項に規定する教職調整額（以下「教職調整額」という。）を支給されていた職員に限る。）のうち、切替日から平成二十四年三月三十一日までの間に職務の級が教育職給料表（一）若しくは教育職給料表（二）の三級若しくは四級である職員となった職員又は同年四月一日以後に職務の級が教育職給料表（二）の四級若しくは五級である職員となった職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額と教職調整額との合計額に百分の九十九・一九を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第三十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額。以下「差額相当額」という。）から同年三月三十一日における差額相当額に五分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）（その額が一万円を超えるときは、一万円とする。以下

「減額基準額」という。）に同年四月一日から起算して一年を経過するごとに減額基準額を加えた額（その額が差額相当額を超えるときは、差額相当額とする。）を減じた額を給料として支給する。

10　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前二項に規定する職員を除く。）について、前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

11　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前三項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前三項の規定に準じて、給料を支給する。

12　附則第八項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第八条第二項及び第二十条第五項（給与条例第二十条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第八条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年千葉県条例第一号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第八項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第二十条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第八項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。

13　附則第八項から第十一項までの規定による給料を支給される職員に関する次の各号に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年千葉県条例第一号）附則第八項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。

一　任期付研究員条例第五条第五項

二　任期付職員条例第七条第四項

（給与条例第五条の特例）

14　当分の間、第一条の規定による改正後の給与条例第五条第七項の規定の適用については、同項中「四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）」とあるのは、「四号給」とする。

15　削除

（地域手当に関する経過措置）

16　この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の給与条例第十条の四の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第一条の規定による改正前の給与条例第十条の二の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はその職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第十条の四第一項の規定の適用については、同項の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条の二第一項の人事委員会規則	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年千葉県条例第一号。以下「平成十八年改正条例」という。）第一条の規定による改正前の第十条の二第一項の人事委員会規則
地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいい	調整手当の支給割合（平成十八年改正条例第一条の規定による改正前の第十条の二第二項各号に定める割合をいい
地域手当を支給される	当該異動等に係るこの条本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される
第十条の二の規定	前二条の規定

（人事委員会規則への委任）

17　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成十九年三月十六日条例第九号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（平成十九年十二月二十一日条例第七十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十年三月二十八日条例第五号抄）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。（後略）

2　第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第二十条の四第二項第一号の改正規定及び附則に一項を加える改正規定を除く。次項及び第四項において同じ。）によ

る改正後の給与条例の規定及び第三条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定は平成十九年四月一日から、第一条の規定（給与条例第二十条の四第二項第一号の改正規定及び附則に一項を加える改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第四条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は同年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

5　第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第四条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

6　前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（平成二十一年三月六日条例第八号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。（後略）

附　則（平成二十一年五月二十九日条例第三十号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当及び勤勉手当に係る人事委員会の勧告等）

2　平成二十一年六月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この条例の施行後速やかに、人事委員会において、期末手当及び勤勉手当に相当する民間の賃金の支払状況を調査し、その結果を踏まえて、必要な措置を議会及び知事に同時に勧告するものとする。

第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この表において「新給与条例」という。）附則第三十三項の規定による読替え前の新給与条例第二十条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	新給与条例附則第三十三項の規定による読替え後の新給与条例第二十条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この表において「新任期付研究員条例」という。）附則第三項の規定による読替え前の新任期付研究員条例第六条第二項の規定による読替え後の新給与条例第二十条第二項	新任期付研究員条例附則第三項の規定による読替え後の新任期付研究員条例第六条第二項の規定による読替え後の新給与条例第二十条第二項
第三条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（以下この表において「新任期付職員条例」という。）附則第六項の規定による読替え前の新任期付職員条例第八条第二項の規定による読替え後の新給与条例第二十条第二項	新任期付職員条例附則第六項の規定による読替え後の新任期付職員条例第八条第二項の規定による読替え後の新給与条例第二十条第二項
新給与条例附則第三十三項の規定による読替え前の新給与条例第二十条の四第二項（新給与条例附則第三十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	新給与条例附則第三十三項の規定による読替え後の新給与条例第二十条の四第二項（新給与条例附則第三十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

附　則（平成二十一年十一月三十日条例第八十八号）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、（中略）第七条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、当該各号に定める給料月額との権衡を考慮して人事委員会が定める。

一　（略）

二　任期付職員の採用等に関する条例第七条第三項の規定による給料月額　第六条の規定による改正後の同条例第七条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

（人事委員会への委任）

3　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（平成二十二年十一月三十日条例第四十七号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第一条中第二十条の五第二項の改正規定は平成二十三年二月一日から、第二条、第四条及び第六条並びに附則第六項及び第七項の規定は同年四月一日から施行する。

（任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、当該各号に定める給料月額との権衡を考慮して人事委員会が定める。

一　（略）

二　任期付職員の採用等に関する条例（以下この号及び次項において「任期付職員条例」という。）第七条第三項の規定による給料月額　第五条の規定による改正後の任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

（人事委員会への委任）

8　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（平成二十三年十一月三十日条例第四十二号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十三年十二月一日から施行する。

（任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、当該各号に定める給料月額との権衡を考慮して人事委員会が定める。

一　（略）

二　任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条第三項の規定による給料月額　第三条の規定による改正後の任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

（人事委員会への委任）

5　前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（平成二十四年三月二十三日条例第三号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。（後略）

（人事委員会規則への委任）

16　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（平成二十六年十二月二十四日条例第五十三号抄）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第六項の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第八までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成二十六年四月一日から、第一条の規定（給与条例別表第一から別表第八までの改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（平成二十六年四月一日前の異動者の号給の調整）

3　平成二十六年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、

必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4　第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

5　前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（平成二十七年三月十九日条例第一号抄）

改正

平成二八年　三月二四日条例第一号

令和　四年一〇月二一日条例第二七号

（施行期日等）

1　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第八条の三第一項第一号の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

4　この条例の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、当該各号に定める給料月額との権衡を考慮して人事委員会が定める。

一　任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第五条第四項の規定による給料月額　第二条の規定による改正後の任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

二　任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条第三項の規定による給料月額　第三条の規定による改正後の任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

（給料の切替えに伴う経過措置）

6　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（次項に規定する職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十九年千葉県条例第三十六号）第二条の規定による改正前の給与条例（以下「平成二十九年改正前の給与条例」という。）附則第三十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を給料として支給する。

7　切替日の前日から引き続き教育職給料表（二）の適用を受ける職員（同日において義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年千葉県条例第六十六号）第三条第一項に規定する教職調整額（以下「教職調整額」という。）を支給されていた職員に限る。）のうち、切替日以後に職務の級が当該給料表の四級又は五級である職員となった職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額と教職調整額との合計額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（平成二十九年改正前の給与条例附則第三十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を給料として支給する。

8　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前二項に規定する職員を除く。）について、前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

9　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前三項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前三項の規定に準じて、給料を支給する。

19　附則第六項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する次の各号に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年千葉県条例第一号）附則第六項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

一　任期付研究員条例第五条第六項

二　任期付職員条例第七条第四項

（人事委員会への委任）

28　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員

会の定めるところによる。

附　則（平成二十七年三月十九日条例第三号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附　則（平成二十七年三月十九日条例第四号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附　則（平成二十七年三月十九日条例第五号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附　則（平成二十七年十二月二十五日条例第七十四号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（平成二十八年三月二十四日条例第一号抄）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第六項及び第七項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第八条の三第一項第一号及び別表第一から別表第七までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成二十七年四月一日から、第一条の規定（給与条例第八条の三第一項第一号及び別表第一から別表第七までの改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（平成二十七年四月一日前の異動者の号給の調整）

3　平成二十七年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をし

たものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4　第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

5　前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（平成二十八年三月二十五日条例第二十九号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（平成二十八年十二月二十六日条例第五十九号抄）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第五項から第七項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十条及び第二十条の四第二項並びに附則第三十五項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成二十八年四月一日から、第一条の規定（給与条例第二十条の四第二項及び附則第三十五項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（平成二十八年四月一日前の異動者の号給の調整）

3　平成二十八年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準

ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4　第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

8　前五項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（平成二十九年十二月二十六日条例第三十六号抄）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第六項から第九項までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第二十条の四第二項及び附則第三十五項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成二十九年四月一日から、第一条の規定（給与条例第二十条の四第二項及び附則第三十五項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（平成二十九年四月一日前の異動者の号給の調整）

3　平成二十九年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をし

たものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4　第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

5　前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（平成三十年十二月二十六日条例第五十七号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第二十条の四の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成三十年四月一日から、第一条の規定（給与条例第二十条の四第二項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（平成三十年四月一日前の異動者の号給の調整）

3　平成三十年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4　第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

5　前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（令和元年十二月二十五日条例第十六号抄）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第四項及び第五項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第二十条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成三十一年四月一日から、第一条の規定（給与条例第二十条の四第二項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和元年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3　第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

6　前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（令和二年十一月三十日条例第四十五号）

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

附　則（令和三年十一月三十日条例第四十五号）

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

附　則（令和四年十月二十一日条例第二十七号抄）

（施行期日）

1　この条例は、令和五年四月一日から施行する。（後略）

（人事委員会規則への委任）

39　この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則（令和四年十二月二十三日条例第三十四号抄）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第二十条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和四年四月一日から、第一条の規定（給与条例第二十条の四第二項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和四年四月一日前の異動者の号給の調整）

3　令和四年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたも

のとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4　第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

5　前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（令和五年十二月二十五日条例第三十七号抄）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条まで、第六条、第八条及び第九条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第八条の三第一項第一号及び別表第一から別表第七までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第五条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第七条の規定（任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和五年四月一日から、第一条の規定（給与条例第八条の三第一項第一号及び別表第一から別表第七までの改正規定を除く。）による改正後の給与条例（附則第五項において「改正後の条例」という。）の規定、第五条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第七条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和五年四月一日前の異動者の号給の調整）

3　令和五年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたも

のとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4　第一条の規定による改正後の給与条例、第五条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第七条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第五条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第七条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第五条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第七条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

6　前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（令和六年十二月二十四日千葉県条例第四十号抄）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第九項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第七までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和六年四月一日から、第一条の規定（給与条例別表第一から別表第七までの改正規定を除く。）による改正後の給与条例（附則第五項及び第六項において「改正後の条例」という。）の規定、第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和六年四月一日前の異動者の号給の調整）

3　令和六年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必

要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4　第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

7　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

附　則（令和七年三月七日千葉県条例第二号抄）

（施行期日等）

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第八条の三第一項第一号の改正規定並びに次項、附則第三項及び第十二項の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の人事委員会規則等への委任）

12　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、千葉県人事委員会規則（地方公営企業の管理者が担任する事項については、管理規程）で定める。

附　則（令和七年十二月二十三日千葉県条例第三十九号抄）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第九項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第八条の三第一項第一号、第二十一条第一項、別表第一から別表第七まで及び別表第九の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和七年四月一日から、第一条の規定（給与条例第八条の三第一項第一号、第二十一条第一項、別表第一から別表第七ま

で及び別表第九の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（附則第五項及び第六項において「改正後の条例」という。）の規定、第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和七年四月一日前の異動者の号給の調整）

3　令和七年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4　第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

7　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。